

## 広島コロナお知らせQR利用規約

### 第1条(趣旨)

本規約は、広島県の運用する「広島コロナお知らせQR」を利用する際に必要な事項を定める。

### 第2条(目的)

不特定多数の人が来訪する広島県内の店舗、事業所、集客施設及びイベント等(以下、「施設等」という。)において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、速やかに来訪者等に通知を行うことによって感染拡大を防止する。

### 第3条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) システム：広島コロナお知らせQR
- (2) ユーザー：システムを利用する施設等の来訪者等
- (3) 事業者等：システムを利用する施設等の関係者等
- (4) 掲示物：広島県が発行するQRコード記載の掲示物

### 第4条(対象施設)

- (1) システムの対象施設等は、不特定多数の人が来訪する広島県内の施設等とする。
- (2) 広島県は登録された施設等名を公表することがある。

### 第5条(システムへの登録)

- (1) 事業者等は、システムの登録フォームに必要情報を入力し登録する。登録後、広島県から事業者等に掲示物を発行する。
- (2) ユーザーは、システムの登録フォームに必要情報を入力し登録する。
- (3) 登録内容について、広島県が虚偽と判断した場合、その他、広島県が不適切と判断した場合は、登録を取り消し、既に掲示したものについては、廃棄・撤去を命じることができる。
- (4) 事業者等及びユーザーは、システムに登録した時点で、本規約の内容に同意したも

のとする。

#### 第6条(登録情報)

- (1) システムに登録する事業者等の情報は、施設等の名称、郵便番号、住所、電子メールアドレス、代表者名、その他システムの運用に必要な項目とする。
- (2) 事業者等は、登録する情報について、本目的のために広島県が利用することをあらかじめ同意の上、提供するものとする。
- (3) システムに登録するユーザーの情報は、氏名、住所、年齢、電話番号、電子メールアドレス、症状、その他システムの運用に必要な項目とする。
- (4) ユーザーの登録情報に関する事業者等からの問合せについて、広島県は回答しない。
- (5) 広島県は登録情報について、感染拡大防止目的のみに利用する。

#### 第7条(掲示物)

事業者等は、施設の入口等、ユーザーの目に付きやすい場所に広島県が発行した掲示物を掲示し、汚損、紛失等のないよう適切に管理しなければならない。

また、掲示物の編集及びユーザー又はその他第三者への配布はしてはならない。

#### 第8条(個人情報管理方針)

- (1) 広島県は、システム運用のため事業者等及びユーザーより提供を受けた情報について、広島県個人情報保護条例に従い適切に取り扱うとともに、厳重に管理する。
- (2) 広島県は、システムを運用するために知り得た情報について、本目的終了後、速やかに抹消する。

#### 第9条(ユーザーへの通知内容)

- (1) システムに事業者等が登録した施設等において、新型コロナウイルス感染者の発生が確認された場合、システムに登録しているユーザーのうち注意喚起が必要と判断するユーザーに対し、注意喚起メールを送信する。
- (2) 前号で送信するメールに、新型コロナウイルス感染者に関する情報は記載しない。  
また、当該情報に関する問合せについて、広島県は回答しない。

## 第10条(システムの終了・停止)

広島県は、新型コロナウイルスの流行状況に応じて、広島県の判断により、システムを事前の予告なく終了、停止することができる。

メンテナンス等により、システムを停止する場合は、広島県公式ホームページに掲載する。

システムを終了する場合、広島県は、登録されたすべての情報を速やかに抹消する。

## 第11条(本規約の変更)

(1) 広島県は、広島県の判断により、本規約の内容を変更又は追加することができる。

(2) 広島県は、本規約を変更した場合、変更後の本規約をホームページへ掲載し、事業者等に周知する。変更後の本規約は、当該掲載時から効力が生じる。

(3) 事業者等は、変更後の本規約に同意しない場合、広島県へ申し出るものとする。

掲載後、5 開庁日以内に申出がない場合は、本規約に同意したものとみなす。

## 第12 条(禁止事項)

事業者等は、システムの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると広島県が判断する行為をしてならない。

事業者等が該当する行為を行ったと広島県が判断した場合、当該事業者等のシステムの利用を停止し、登録情報を抹消する。

(1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を登録又は表示する行為

(4) システム等に過度な負荷をかける行為

(5) システム等の運用を妨害する又はそのおそれのある行為

(6) システム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為

(7) 虚偽の登録または第三者に成りすます行為

(8) 反社会的勢力等への利益供与

- (9) 広島県が発行した掲示物を貸与、譲渡、販売又は配布する行為
- (10) 広島県が発行した掲示物を加工、編集、改ざんする行為
- (11) 広島県が発行した掲示物の全部又は一部を切り取って利用する行為
- (12) システムの知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (13) 前各号の行為を直接又は間接的に引き起こし、又は容易にする行為
- (14) その他、広島県が不適切と判断する行為

#### 第13条(保証の否認及び免責)

- (1) 広島県は、システムの安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、適法性、特定目的への適合性その他一切の事項について、事実上または法律上を問わず、何ら保証するものではない。
- (2) システムに関連して事業者等と他の事業者等又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、事業者等の責任において処理及び解決するものとし、広島県は係る事項について一切責任を負わない。
- (3) 広島県は、システムの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、事業者等に関する情報の削除又は消失、その他システムに関連して事業者等が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。

#### 第14条(完全合意)

本規約は、本規約に含まれる事項に関する広島県と事業者等との完全な合意を構成し、口頭または書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する広島県と事業者等との事前の合意、表明及び了解に優先する。

#### 第15条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が訴訟またはその他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び、一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

#### 第16条(準拠法および専属的合意管轄裁判所)

本規約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。本規約及びシステムに起因または関連して生じた一切の紛争は、その訴額または紛争の性質に応じて、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

本規約は、令和2年8月14日から適用する。